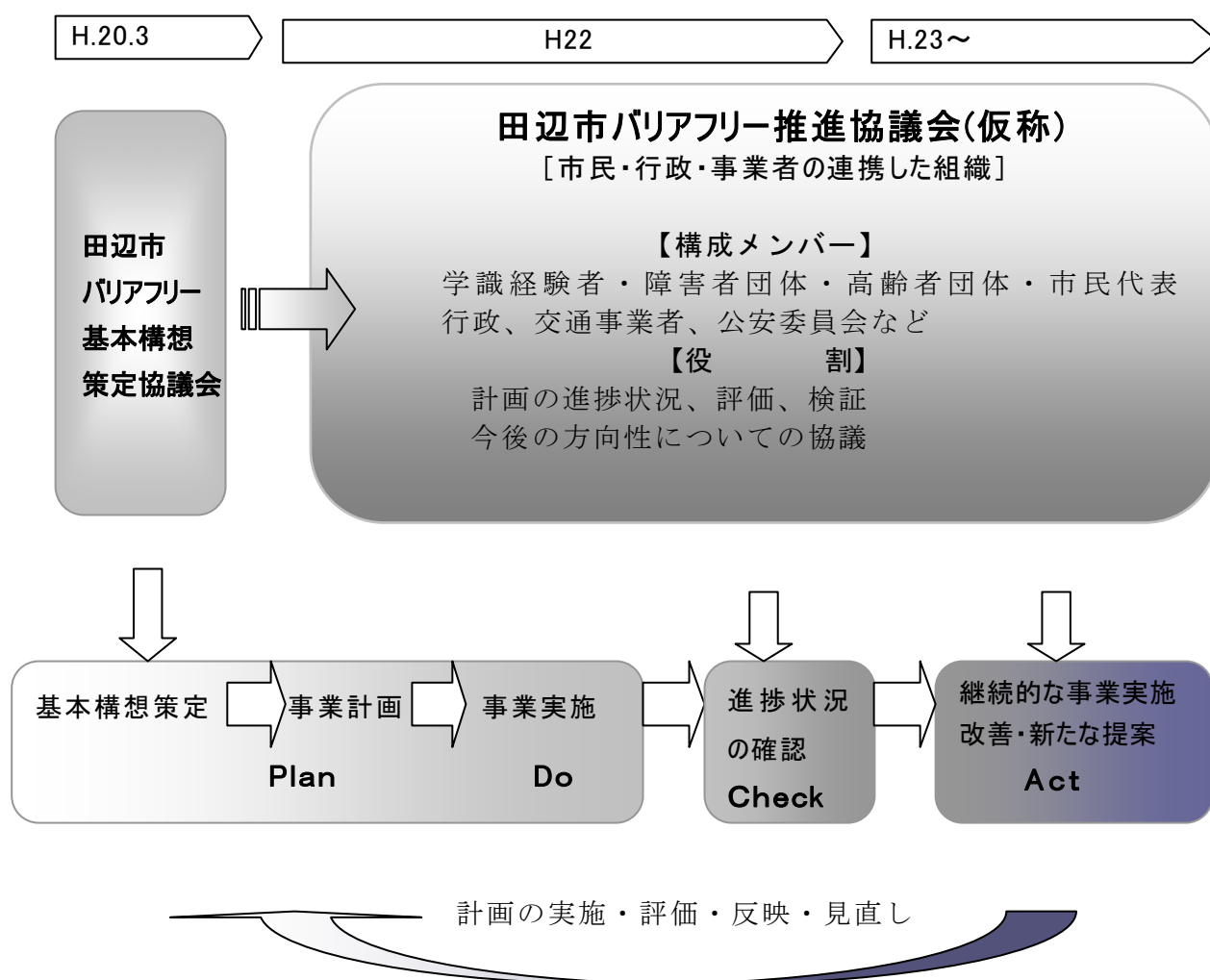


第 9 章 基本構想の推進方策

今後、各特定事業者は、平成 20 年度以降、この基本構想に即し具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施していくこととなります。

この事業が一過性の取り組みで終わることなく、効果的かつ着実に実施されるためには、市民と行政のパートナーシップは必要不可欠であり、Plan「計画」、Do「実施」、Check「点検」、Act「改善」の各段階において、市民と行政、関係事業者が連携・協働して推進する体制の確立が必要となります。



1. 田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）の設置

バリアフリー基本構想の実施に向けて、連絡、調整の場として「田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）」を設置し、事業の進捗状況の確認や事業を推進する上での様々な取り組みのための検討を行います。

2. 心のバリアフリーを進めるための啓発活動

市民一人ひとりが、高齢者や障害者、あるいは妊産婦等に対する思いやりの心を持ち、行動の特性等に対して理解を深めるため、市民が互いに協力し、理解と啓発を促進する取り組みを推進します。

障害者や高齢者のみならず、だれもが安心して歩くことができるよう、放置自転車やバイクの追放や歩行者に配慮した車の運転などマナーやモラルの向上に向けた講習会の開催やパンフレットの作成等の取り組みを進めます。

また、心のバリアフリーを進める上での推進役となる市職員が適切な認識を持つ必要があることから、職員に対する研修の充実を図ります。

3. 分かりやすい情報提供に向けた取り組み

各関係機関の提供する情報の一元化を進めるとともに、バリアフリーマップの作成とその活用を通じて、田辺市に適した分かりやすい情報提供を推進します。

また、基本構想の内容や特定事業等の進捗状況について、市のホームページ等を利用し市民に公開し、バリアフリーの意識の向上に努めます。

4. 関係団体との連携

「田辺市バリアフリー推進協議会（仮称）」に参加する団体等を中心に、多くの関係団体や事業者の協働、連携を図りながら、バリアフリー基本構想の確実な推進に取り組めます。

本基本構想で使用する主な用語の意味は下記のとおりである。

※移動等円滑化

高齢者や障害者などの自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要になっており、その前提として高齢者や障害者などの移動や施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを移動等円滑化という。

※オストメイト対応型便所

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負ったため、腹部に弁や尿の排泄口（人工肛門・人口膀胱（通称ストーマ））を有するオストメイトの人が利用しやすいように設計された便所。

※紀の国障害者プラン

計画では、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに人権を尊重し合い、共に和歌山に住んで良かったと実感できる共生社会の実現を掲げ、その実現のため、主体性の尊重、地域社会での自立生活支援、社会参加の促進と能力発揮支援、共に支え合う地域社会づくり、総合的施策の推進の基本的な考え方を示している。平成 16 年度から 24 年度までの計画で、バリアフリーに関しては、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するとしている。

※交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する法律。鉄道駅等の旅客施設及び車両等公共交通事業者によるバリアフリー化を促進すること、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することが定められている。平成 12 年 11 月施行されたが、バリアフリー新法の施行により廃止となった。

※高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法に基づき、高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として、平成 13 年 12 月に閣議決定された。平成 8 年に策定した前の大綱を受け、高齢社会対策推進の基本姿勢を明確にするとともに、対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることを目的としている。バリアフリーに関しては、高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとして、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進や公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備、建築物・公共施設等の

改善等があげられている。

※高齢者、障害者等

この「バリアフリー新法」では、①65歳以上の高齢者、②身体障害者、知的障害者、精神障害者、自閉症などの発達障害者を含むすべての障害者、③妊娠、けがや病気等のために日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける人のことをいう。

※視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者の歩行の道標となるよう、杖や足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックで、注意喚起のための警告ブロック（点状ブロック）と、移動の方向を示す誘導ブロック（線状ブロック）の2種類がある。

※障害者基本計画

「障害者対策に関する新長期計画」の「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、障害者施策の基本的方針について定めた計画であり、計画期間は、平成15年度から24年度までとなっている。基本的な方針として、国民だれもが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現をあげ、バリアフリーに関して、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進し、ユニバーサルデザインの観点からすべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進するとしている。

※多目的便所

高齢者や障害者、妊産婦、けが人や乳幼児連れの方など、あらゆる人の円滑な利用に配慮した便所のこと。車いすなどが十分に入れる広さの確保、自動扉、手すり、オストメイト対応設備、ベビーシート、荷物置きの施設など、利用しやすいように色々な工夫がされている。

※ 低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）

高齢者や障害者が乗降しやすいようにバスの出入り口の床面を低くした構造のバスのこと。床の高さが地上から55～60cm程度のものを「ワンステップバス」、乗降口の段差をなくし、床の高さが地上から30～35cm程度のものを「ノンステップバス」という。

※ ノーマライゼーションの理念

障害のあるなしにかかわらず、不自由なくいきいきと生活できるまちこそが、すべての人にとって優しく暮らしやすいまちであるとの観念に立ち、高齢者、障害者はもとより、子どもや女性などを含めたすべての人々が家庭や地域の中でともに生活する社会が「あたり前の社会である」という考え方。

※ハートビル法

病院や劇場、デパート等不特定多数の者が利用する建築物に対し、高齢者、身体障害者等が円滑に利用することができるよう、エレベーターを設置するなどのバリアフリー化を促進する法律。平成6年9月施行、同14年7月に一部改正されたが、バリアフリー新法の施行により廃止となった。

※バリアフリー

障害者などの行動を妨げる障壁(バリア)を取り除くという意味で、もともと建築用語として登場し、建物内の段差解消など物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている、①交通機関、建築物等による物理的な障壁(バリア)、②資格制限等制度的な障壁(バリア)、③文化・情報面の障壁(バリア)、④人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁(バリア)を取り除き、生活環境の改善を図ることにより、障害者が社会活動を自由にできる社会づくりをめざすという意味で用いられる。

※バリアフリー情報マップ

駅やその周辺や街中の一定の地区におけるエレベーター、エスカレーター、障害者用便所などバリアフリー化施設の位置を地図上に記載したもの。

※パブリックコメント

行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を公表し、それに対して広く住民や事業者などから意見や情報を提出して貰う機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意志決定を行うもの。

※ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインであり、まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢、性別、体格、障害のあるなしにかかわらず、人びとが持つさまざまな特性を超えて、「設計段階からできる限りすべての人が使いやすい、すべての人に配慮した」環境、施設、製品等のデザインを進めること。

※和歌山県福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者等の行動や社会参加の機会を阻んでいるさまざまな障壁を取り除き、すべての人がみずからの意思で自由行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが必要であるとして、平成8年10月に施行された。同時に施行規則も定められ、対象施設となる公共的施設などの規定、建築物や道路等の整備基準が設けられている。平成18年10月には、少子・高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の普及など、福祉のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化してきたことなどを踏まえ、対象施設や整備基準等の規則の見直しを行った。

田辺市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づく田辺市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、移動等の円滑化に関する調査及び検討を行うとともに、高齢者及び障害者をはじめ関係者の意見を基本構想に反映させるため、田辺市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者
- (3) 公共交通事業者等の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 田辺市職員

3 前項第5号に規定する者は、政策調整部長、保健福祉部長、商工観光部長及び建設部長をもって充てる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に関すること。
- (3) 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、田辺市保健福祉部やすらぎ対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

田辺市バリアフリー基本構想策定協議会策定協議会の経過

第1回 策定協議会 平成19年7月11日

第2回 策定協議会 平成19年8月29日

第3回 策定協議会 平成19年11月7日

第4回 策定協議会 平成20年1月25日

第5回 策定協議会 平成20年2月26日

第6回 策定協議会 平成20年3月24日

田辺市バリアフリー基本構想策定競技化委員名簿

(◎会長 ○副会長)

氏名	所属及び役職名	区分
◎辻本 勝久	国立大学法人 和歌山大学准教授	学識経験者
谷地 昇	田辺市自治会連絡協議会 副会長	住民代表
中根 富藏	田辺商工会議所 副会頭	住民代表
谷峯 正美	田辺市商店街振興組合連合会 理事長	住民代表
木下 凱弘	田辺市老人クラブ連合会田辺支部 アタゴ長命会 会長	住民代表
志波 元昭	田辺市人権擁護連盟 理事長	住民代表
中西 力三郎	田辺視覚障害者福祉協会 会長	住民代表
田中 稔	田辺市肢体障害者部会 会長	住民代表
北 武尚	田辺市聴覚障害者協会 会長	住民代表
○高田 英雄	田辺市障害児者父母の会 会長	住民代表
早稲田 早苗	紀南地区精神障害者家族会 八起き会 会長	住民代表
大久保 尚洋	(社)日本自閉症協会和歌山県支部中紀分会 分会長	住民代表
清水 活志	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社企画・財務室 室長	公共交通事業者代表
榎本 俊生	龍神自動車株式会社運輸部 次長	公共交通事業者代表
田中 良樹	明光バス株式会社 事業本部長	公共交通事業者代表
玉井 道泰	西日本ジェイアールバス株式会社紀伊田辺営業所 所長	公共交通事業者代表

沢田 道彦	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所 事務所長	関係行政機関代表
百々 薫	和歌山県企画部計画局総合交通政策課 課長	関係行政機関代表
谷口 正史	和歌山県西牟婁振興局建設部 部長	関係行政機関代表
中村 佳澄	田辺警察署 署長	関係行政機関代表
山崎 清弘	田辺市政策調整部 部長	田辺市職員
田中 敦	田辺市保健福祉部 部長	田辺市職員
松本 純一	田辺市商工観光部 部長	田辺市職員
橘 長弘	田辺市建設部 部長	田辺市職員

○アドバイザー

村上 滋俊	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官
-------	----------------------------